

半田市都市計画審議会運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、半田市都市計画審議会条例（昭和44年半田市条例第25号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、半田市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の出欠席)

第2条 委員は、審議会の開会時刻までに指定の議場に参集しなければならない。

2 委員は、審議会に出席することができないときは、開会時刻までに会長に届け出なければならない。

(定足数の確認)

第3条 議長は、会議の開会前に出席委員の確認を行い、定足数を確認しなければならない。

(会議の開閉)

第4条 会議の開会、閉会、延会、中止又は休憩は、議長が宣言する。

2 開会予定時刻後相当の時間を経ても、なお、出席委員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣言することができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣言する。

(議案の上程及び説明)

第5条 議案を上程し、議題とするときは、議長はその旨を宣言する。

2 議長は、審議上必要があると認めるときは、議案を一括審議に付することができる。

3 議長は、審議上必要があると認めるときは、現地の調査、資料の提出を求めることができる。

(委員の発言)

第6条 委員が議案について発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 発言した委員は、議長の許可を得て発言を取消し又は発言を訂正することができる。

(議案付託)

第7条 議長は、議案の審議上特定事項の調査について必要があると認めるときは、会議に諮り、特別に委員を選出して付託することができる。

2 前項の規定により、特定事項の調査を付託された委員は、調査終了後直ちに議長に文書又は口頭でその結果を報告しなければならない。

(表 決)

第8条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する議題を会議に宣言する。

2 表決の方法は、挙手、無記名投票及び記名投票とし、議長がその都度選択する。

3 議長は、前項の表決のほか、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣言する。ただし、議長の宣言に対して出席委員より異議があるときは、議長は、挙手又は投票により表決を採らなければならない。

(関係職員等の出席)

第9条 会長が必要と認めた者は、会議に出席し、議案について説明し、これに伴う意見を述べるができる。

(会議の公開)

第10条 会議は、議決により公開とすることができる。

(審議結果の通知)

第11条 会長は、議案の審議を終了したときは、すみやかに審議結果を市長へ通知しなければならない。

(議事録の作成)

第12条 議長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 出席職員の職氏名
- (4) 会議に付した議題及び内容
- (5) 議事の概要及び経過
- (6) 記名投票における賛否の氏名
- (7) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録には、議長が取り消しを命じた発言及び第7条第2項により取り消した発言は掲載しない。

3 議事録に署名する委員は、議長のほか2名とし、議長が会議において指名する。

(参考人の発言)

第13条 議長が必要と認めたときは、参考人その他の関係者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月24日から施行する。